

平成 28 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について

平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した結果を踏まえ教科用図書を採択する。

2015 年（平成 27 年）7 月 29 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

#### 提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、中学校用教科用図書については、平成 27 年度に採択替えをする必要があるため。

#### 参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

平成28年度使用中学校用教科用図書見本発行者別一覧表

(15種目 66種 19者 129点)

	発行者	番号	略称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
				国語	書写	社会 (地理的分野)	社会 (歴史的分野)	社会 (公民的分野)	地図	数学	理科	音楽 (一般)	音楽 (器楽合奏)	美術	保健体育	技術・家庭 (技術分野)	技術・家庭 (家庭分野)	英語	
1	東京書籍	2	東書	3	1	1	1	1	1	3	3				1	1	1	3	20
2	大日本図書	4	大日本							3	3				1				7
3	教育図書	6	教図													1	1		2
4	開隆堂	9	開隆堂											2		1	1	3	7
5	学校図書	11	学図	3	1					3	3							3	13
6	三省堂	15	三省堂	3	1													3	7
7	教育出版	17	教出	3	1	1	1	1		3	3	3	1					6	23
8	教育芸術社	27	教芸									3	1						4
9	清水書院	35	清水				1	1											2
10	光村図書出版	38	光村	3	1									2				3	9
11	帝国書院	46	帝国			1	1	1	1										4
12	大修館書店	50	大修館												1				1
13	啓林館	61	啓林館							6	6								12
14	数研出版	104	数研							3									3
15	日本文教出版	116	日文			1	1	1		3				3					9
16	学研教育みらい	224	学研												1				1
17	自由社	225	自由社				1	1											2
18	育鵬社	227	育鵬社				1	1											2
19	学び舎	229	学び舎				1												1
計(点)				15	5	4	8	7	2	24	18	6	2	7	4	3	3	21	129
計(種)				5	5	4	8	7	2	7	5	2	2	3	4	3	3	6	66